

# 神流川漁業協同組合遊漁規則

## (共第7号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、神流川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）コイ、フナ、ウグイ、オイカワ及びワカサギをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第八条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
ア ユ	組合が定める日時から10月31日まで
ヤ マ メ	3月1日から9月20日まで
サクラマス	3月1日から9月20日まで

イワナ	3月1日から9月20日まで
マス (ヤマメ、サクラマス、 イワナを除く。以下同 じ。)	1月1日から12月31日まで
コイ	1月1日から12月31日まで
フナ	1月1日から12月31日まで
ウグイ	1月1日から12月31日まで
オイカワ	1月1日から12月31日まで
ワカサギ	組合が定める日時から翌年3月20日まで

2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示板に掲示して公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣	1人につき1本
竿釣	1人につき3本以下

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚 種	ウ 区 域	エ 期 間
毛針釣 オランダ釣	アユ	逆調整ダムから下流渡戸 橋までの神流川	4月1日から第三条第1項 の組合が定めた日時まで

(禁止区域等)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
下久保ダム上流側から400メートル及びダム下流側から600メートルの区域	1月1日から12月31日まで
逆調整ダム（神水ダム）から上流左岸側250メートルの区域、右岸側660メートルの区域及び逆調整ダム（神水ダム）から下流側100メートルの区域 神泉橋から上流側30メートル離れた地点から下久保発電所放水路出口までの区域及び神泉橋から下流左岸側70メートル離れた地点から80メートルの区域	1月1日から12月31日まで

（全長の制限）

第六条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
マス	15センチメートル
ヤマメ	15センチメートル
サクラマス	15センチメートル
イワナ	15センチメートル
ウグイ	8センチメートル
コイ	18センチメートル
フナ	7センチメートル

（尾数の制限）

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	尾 数
ヤマメ サクラマス イワナ	20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付方法)

第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1日	1,000円
		1年	5,500円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1年	300円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第九条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真

(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の川底及び湖底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十一条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名および顔写真
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名
- (4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に平成26年12月17日付け群馬県指令蚕園第201-2号で認可された神流川漁業協同組合遊漁規則（共第7号第五種共同漁業権）により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

○令和5年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-6号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

別表 遊漁証取扱所

No.	名称	所在地	電話番号
1	神流川漁業協同組合事務所	藤岡市譲原 1661	0274(52)5151
2	西井左近	藤岡市保美濃山 1040	0274(56)0331
3	神流湖観光ボート(株)	藤岡市保美濃山 992	0274(56)0522
4	ゆうわ	藤岡市藤岡 740-1	0274(23)3993
5	仲舛商店	藤岡市譲原 316	0274(52)2679
6	柴崎紀夫	埼玉県児玉郡神川町下阿久原 77	0274(52)5549
7	新井克成	藤岡市三波川 1818	0274(52)4703
8	セブンイレブン鬼石三杉町店	藤岡市鬼石 634-4	0274(52)6707
9	セブンイレブン神川渡瀬店	埼玉県児玉郡神川町渡瀬 1074-6	0274(52)8847
10	道のオアシス神泉	埼玉県児玉郡神川町下阿久原 110	0274(52)3332
11	株式会社上州屋高崎店	高崎市片貝沢町 1319-1	027(364)0675
12	つりピット PRO SHOPU MATUDA	高崎市江木町 1499-1	027(384)3390
13	ファミリーマート神川新宿店	埼玉県児玉郡神川町大字新宿 48-3	0495(77)6550

組合が指定するオンラインシステム

No.	名称	所在地	電話番号
1	F i s h P A S S	株式会社フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16	0776-67-7335